

令和5年12月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年12月25日

令和5年12月総会議事録

開 会 期 日	令和5年12月25日(月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時36分	会長(議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後1時45分	会長(議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠員	6	根岸郁子	出席
2	石井利幸	出席	7	金井幸雄	出席
3	小鷹隆石	出席	8	戸口英子	出席
4	小林三千雄	出席	9	中原哲彦	出席
5	飯島千春	出席	10	金子茂雄	出席
農地利用最適化推進委員出席状況					
1	畑 誠	出席	4	宮崎広幸	出席
2	保積幸明	出席	5	吉岡只正	出席
3	小久保光男	出席	6	田島健一	出席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件				
傍聴者数	なし				
参 与	<p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 				

[開会の宣言] 午後1時36分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年12月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
本日の定例総会の議事録署名委員は、2番・石井利幸委員、3番・小鷹隆石委員を指名いたします。
お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として、定期的に農業委員会事務局で文書等の決裁事務を行っておりますが、今後は、委員の皆様から提出いただいた利用状況調査結果に関しまして、事務局と現地確認を実施することといたしましたので報告させていただきます。

報告は以上でございます。

[日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年12月8日受付。

資料番号1、大字大橋[]、地目、畑、面積、424 m²。譲受人 []

[]。譲渡人 []。

転用目的：専用住宅敷地。

面積合計、畑、424 m²。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、大橋・泉井地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋・泉井地区担当の飯島です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、自己用住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、飯島農業委員から説明があったとおりでございます。

譲渡人は相続によって農地を譲受け、梅の栽培を行っておりますが、今後は規模を縮小していきたい計画であり、住宅建築用の土地を探していた譲受人により住宅への転用申請をすることとなりました。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真の2枚でございます。写真を見ていただくと、現在は梅が作付けされ、耕作されている農地でございます。

申請地は[]を[]方面へ向かい、[]を過ぎて[]側の道路沿いに位置する第2種農地となっております。

譲受人は現在、両親と同居しておりますが、手狭になってきたことから、現在の居住地から近い本申請地において住宅建築の計画に至りました。

■からの出入りとなりますが、土地が少し斜面になっているため、平らにする造成計画となっております。

事業計画の遂行能力は、事業計画の詳細の縦横断図面及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第5、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第5、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。

令和5年12月8日受理。

報告資料番号1、大字小用 ■■■■■、地目、畑、面積、768 m²。届出人 ■■■■■

■■■■■。
転用目的：駐車場。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後1時45分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに

署名・捺印する。

令和6年1月25日

会長 金子茂雄 

委員 石井利幸 

委員 小鷹隆石 